

2024 年 10 月 22 日 全 15 頁

2012～2023 年の家計実質可処分所得の推計

物価上昇の影響で全世代の実質可処分所得が減少

金融調査部 研究員 平石 隆太
主任研究員 是枝 俊悟

[要約]

- 2012 年から 2023 年の賃金統計等をもとに、5 つのモデル世帯を設定し、第 2 次安倍政権以後における家計の実質可処分所得の推移を推計した。
- 2022 年から 2023 年にかけては、名目賃金は上昇しているものの物価上昇の影響が大きく、5 つのケース全てで実質可処分所得が減少した。
- 特別給付金を除いた長期トレンドを見ると、2023 年は減少したものの、「30 代 4 人世帯」の実質可処分所得は 2012 年と比べて高水準にある。これは、30 代有配偶女性の正規雇用での就業率が大幅に上昇し、家計全体の所得を押し上げたことが寄与している。
- 2012 年から 2023 年にかけて物価は 11.75%上昇しているため、ブラケット・クリープ（物価や賃金の上昇率を上回る比率での所得税額の増加）も実質可処分所得の押し下げ要因となっている。1995 年を最後に所得税のインフレ調整が行われていないことを考慮すると、インフレ調整を検討しても良い時期に入っているといえるだろう。

[目次]

はじめに～推計の見方	2 ページ
1. 推計結果の概要	4 ページ
2. 賃金・就業率の動向	7 ページ
3. ケース別の実質可処分所得の変動要因	12 ページ

はじめに～推計の見方

「実質可処分所得」とは

本レポートでは、賃金・物価等の統計をもとに、第2次安倍政権以後の2012年から2023年までのモデル世帯の実質可処分所得の推移を推計する¹。

家計の暮らし向きを判断する際に、本レポートでは「実質可処分所得」という指標を用いる。

「可処分所得」とは、会社員の場合、税引き前の給与収入から、所得税、住民税、社会保険料を差し引き、手当等(児童手当など。2020年の一律1人10万円の特別定額給付金、2021年の18歳以下1人10万円の給付金を含む²)を足した金額である。可処分所得が多くなるほど、自由に使えるお金が増えて、生活に余裕ができる。

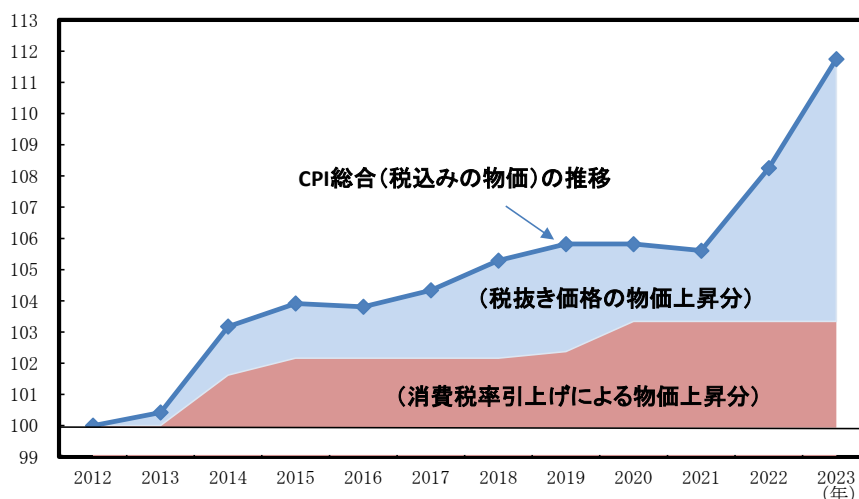
$$\text{可処分所得} = \text{税引き前の給与収入} - (\text{所得税} + \text{住民税} + \text{社会保険料}) + \text{手当等}$$

さらに、可処分所得から物価変動の影響を取り除き(2012年を基準として)、どの程度のモノやサービスが購入できるかを比較できるようにしたものが実質可処分所得である。

$$\text{実質可処分所得} = \text{可処分所得} \times \frac{\text{基準年(2012年)の物価水準}}{\text{分析する年の物価水準}}$$

物価水準は、総務省が公表する「消費者物価指数(CPI)総合」(税込みの値)を用いた。CPI総合は2012年から2023年にかけて11.75%上昇しており、うち3.34%ptが消費税増税によるもの(大和総研試算)、8.41%ptが消費税増税以外の要因によるものである(図表1)。2023年においては、3.2%の物価上昇と32年ぶりの上昇率となった。

図表1：消費者物価指数(CPI)総合の推移(2012年=100)



(出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに大和総研作成

¹ 是枝俊悟「[2012～2022年の家計実質可処分所得の推計](#)」(大和総研レポート、2023年7月10日)の更新版である。

² 本推計では、各年齢階級において平均的な所得を得る世帯が受けられる給付として、他に、臨時増額の児童手当、幼児教育無償化による保育料軽減額を考慮した(高等教育無償化などは考慮していない)。

モデル世帯の設定

モデル世帯の世帯構成は、現役世代のうち代表的な年齢・性別の賃金動向をカバーするものとして、ケース①20代単身男性、ケース②20代単身女性、ケース③30代4人世帯、ケース④40代4人世帯、ケース⑤50代4人世帯の5ケースとした。ケース③～⑤について、夫婦の年齢は同じ年齢階級（10歳刻みの範囲）に収まるものとし、夫婦の年齢に合わせて子どもの年齢を次の図表2のように設定した。

働き方に関しては、夫(男性)については、調査年および年齢階級による就業率や正規比率の違いがあまり見られないため、全員を「フルタイム」と設定した。

妻(女性)については、年齢階級ごとに就業率や正規比率が大きく異なり、かつ経年変化も大きい。このため、ケース③～⑤においては、女性の働き方別に「フル共働き4人世帯(3A/4A/5A)」「パート共働き4人世帯(3B/4B/5B)」「片働き4人世帯(3C/4C/5C)」と、それぞれ3つずつサブケースを設定し、サブケースごとの実質可処分所得を求めた。その上で、3つのサブケースにおける実質可処分所得を構成比（図表2の算式で推計）で加重平均することで、ケース③～⑤の実質可処分所得を求めた。

それぞれのケースにおける給与水準は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」における男女別・年齢階級別・フルタイム/パートタイム別の各年の平均額を用いた。

図表2：本レポートにおけるモデル世帯の設定

ケース No.	ケース名	(夫婦の) 年齢	子どもの 年齢	夫(男性)の 働き方	妻(女性)の 働き方	加重平均時の ウェイト
①	20代単身男性	20代	-	フルタイム	-	-
②	20代単身女性			-	フルタイム	-
③	30代4人世帯	30代	4歳と1歳	ケース3A～3Cを下記ウェイトで加重平均		
3A	30代フル共働き4人世帯			フルタイム	フルタイム	女性就業率×正規比率
3B	30代パート共働き4人世帯				パートタイム	女性就業率×非正規比率
3C	30代片働き4人世帯				専業主婦	女性無業率
④	40代4人世帯	40代	小6(12歳)と小3(9歳)	ケース4A～4Cを下記ウェイトで加重平均		
4A	40代フル共働き4人世帯			フルタイム	フルタイム	女性就業率×正規比率
4B	40代パート共働き4人世帯				パートタイム	女性就業率×非正規比率
4C	40代片働き4人世帯				専業主婦	女性無業率
⑤	50代4人世帯	50代	大2(20歳)と高2(17歳)	ケース5A～5Cを下記ウェイトで加重平均		
5A	50代フル共働き4人世帯			フルタイム	フルタイム	女性就業率×正規比率
5B	50代パート共働き4人世帯				パートタイム	女性就業率×非正規比率
5C	50代片働き4人世帯				専業主婦	女性無業率

(注1) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」による「一般労働者」をフルタイム、「短時間労働者」を「パートタイム」とみなす。

(注2) 「女性就業比率」は総務省統計局「労働力調査」による有配偶女性の就業率を用いた。

(注3) 「正規比率」および「非正規比率」は総務省統計局「労働力調査」における有配偶女性雇用者のうち「正規の職員・従業員の比率」および「非正規の職員・従業員の比率」をいう。

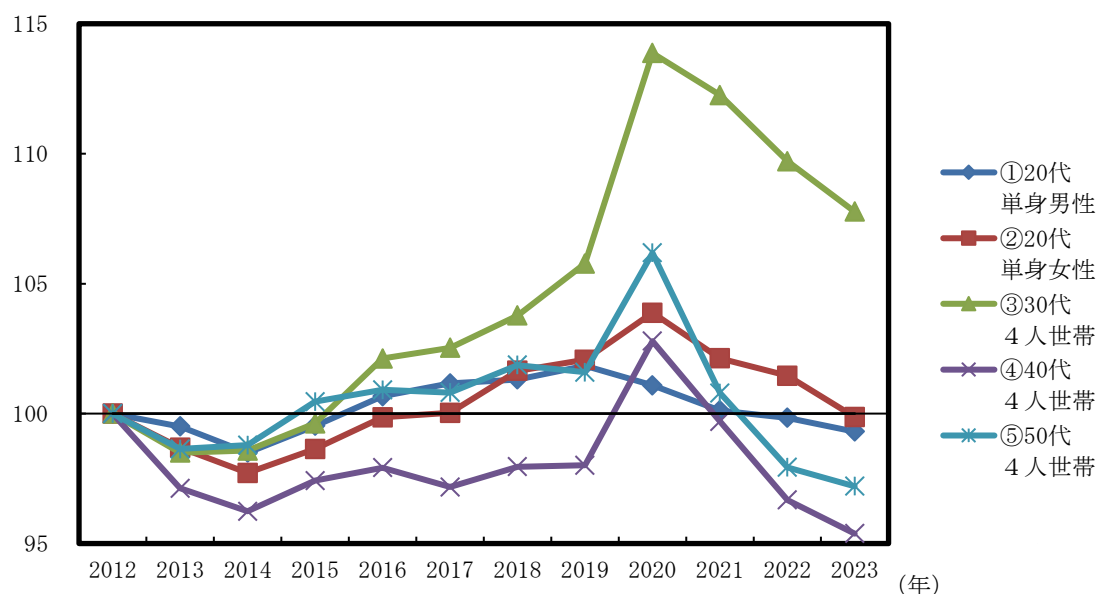
(出所) 大和総研作成

1. 推計結果の概要

特別給付金を含む推移

モデル世帯別の実質可処分所得の推移は次の図表 3 のように推計された。

図表 3：モデル世帯別の実質可処分所得の推移（2012 年=100 とした指数）【特別給付金を含む】



（出所）大和総研作成

①～⑤までの 5 つのケースを概観すると、2012 年から 2014 年にかけては世帯年収の増加が消費税率引き上げなどによる負担の増加に追いつかず実質可処分所得が減少傾向にあった。しかし、2014 年から 2019 年にかけては負担増を上回るペースで世帯年収が増加することにより実質可処分所得が増加するトレンドにあった。

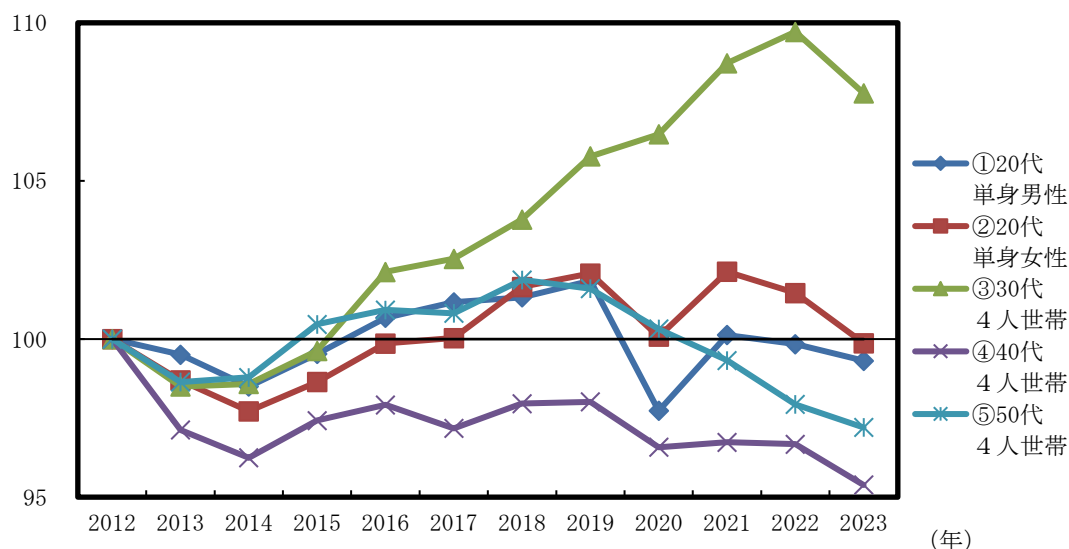
2019 年から 2020 年にかけては、コロナ禍で賃金や（女性の）就業率が低下したこと、および消費税率 10%が通年化したことが実質可処分所得の下落要因となったが、2020 年の 1 人あたり 10 万円の特別定額給付金の影響が大きく、ケース②～⑤で実質可処分所得が増加した。

2020 年から 2022 年にかけては、コロナ禍における特例的な給付金が縮小された影響（2020 年は全員 1 人あたり 10 万円給付、2021 年は 18 歳未満のみ 1 人あたり 10 万円給付、2022 年は一律給付なし）が見られる。加えて、2022、2023 年は急速な物価上昇の影響を受けてケース①～⑤の全てで実質可処分所得は減少している。

特別給付金を除いたトレンド

特別定額給付金や 18 歳以下への子どもへの給付金（以下、両者を併せて特別給付金と呼ぶ）はコロナ禍における特例的な給付である。これらを除外して実質可処分所得を算出し、いわば「家計の実力」の推移を見たものが図表 4 である。

図表 4：モデル世帯別の実質可処分所得の推移（2012 年=100 とした指数）【特別給付金を除く】



（出所）大和総研作成

図表 4 を見ると、2023 年はケース①～⑤のいずれも前年と比べて減少していることが分かる。世代によって減少幅に差があるが、いずれも物価上昇の影響が大きく反映されている。

ケース③（30 代 4 人世帯）では、2014 年以後、長期的なトレンドとして実質可処分所得が上昇していたため、2023 年の減少を経てもなお 2012 年と比較すると高水準にある。30 代においては、正規雇用の女性によって家計所得が伸びていることに加え、幼児教育無償化の増加分が大きいことが要因となっている。

ケース①（20 代単身男性）・ケース②（20 代単身女性）では、2014 年から 2019 年にかけて実質可処分所得が改善し、2019 年時点では 2012 年比で 2% 程度高い水準となっていた。両ケースではコロナ禍で 2020 年に実質可処分所得が落ち込んだ後、2021 年は回復したが、2022～2023 年は賃金上昇が物価上昇に追いつかず、再び低下している。2023 年の実質可処分所得は両ケースとも 2012 年とほぼ同程度の水準（1% 未満の低下）となっている。消費税率 10% への引き上げを経ても 20 代の暮らし向きはそれほど悪くなってはいないといえる。

一方で、ケース④（40 代 4 人世帯）の実質可処分所得は低迷している。主因は男性の賃金の伸び悩みであり、2023 年は物価上昇の影響も顕著に表れている。

ケース⑤（50代4人世帯）は、2014年から2019年までケース①・②・③と同様に実質可処分所得が増加傾向にあったが、2019年からはトレンドが反転し、主に男性の賃金の低下による実質可処分所得の減少が続いている。これは、賃金カーブのフラット化や、就職氷河期世代が50代に差し掛かった世代的な要因などが考えられる。

インフレ時の税制・児童手当の名目固定による影響

2012年から2023年にかけて物価は11.75%上昇しているが、所得税・住民税の各種控除額や児童手当の支給額は名目で固定されている。このため、物価と賃金と同じ割合で上昇した場合、所得税・住民税はそれを上回る比率で上昇し（ブラケット・クリープ）、実質の児童手当は目減りする現象が生じる³。

5つのモデル世帯における試算では、ブラケット・クリープによる影響は一定以上の所得のあるケース③・④・⑤で年2～3万円程度、児童手当の目減りはケース③・④で年3万円程度、両者が重なるケース③・④では、合わせて年5万円程度の実質可処分所得の押し下げとなっていた。

図表5：インフレ時の税制・児童手当の名目固定による実質可処分所得の減少額

2012年から2023年にかけての影響額 (単位:万円、年額)	ケース① 20代単身男性	ケース② 20代単身女性	ケース③ 30代4人世帯	ケース④ 40代4人世帯	ケース⑤ 50代4人世帯
ブラケット・クリープによる影響	-0.37	-0.12	-2.13	-1.99	-3.43
インフレによる児童手当の目減り			-3.15	-2.52	
名目固定による実質可処分所得の減少の合計	-0.37	-0.12	-5.28	-4.52	-3.43

(注) 2012年を基準として完全に所得税・住民税にインフレ調整がされた場合と実際の税制との実質可処分所得の差をブラケット・クリープ分とした。

(出所) 大和総研作成

次の図表6は、1974年以後の所得税の課税最低限（基礎控除＋給与所得控除の最低額⁴）とCPI総合の推移を示したものであり、1995年までは所得税のインフレ調整が行われていたことが分かる（住民税も同様の調整が行われていた）。その後、長らく日本の物価は上昇せず、インフレ調整の必要はなかったが、2023年時点では直近の改正時(1995年)からの累積の物価上昇率が10.4%に達しており、そろそろインフレ調整を検討してもよい時期だろう⁵。

児童手当は、民主党政権時の「子ども手当」の時期を経て、2012年から2023年にかけて一度も給付額の変更は行われていない⁶。2012年からの累積の物価上昇率が2023年時点で11.75%

³ なお、社会保険料と消費税は定率であるため、物価と賃金と同率で上昇した場合の実質可処分所得への影響は（パート労働者が社会保険加入の年収下限をまたぐ場合を除いて）中立である。

⁴ 現状は、「基礎控除48万円」「給与所得控除の最低額55万円」を合計した103万円が課税最低限である。

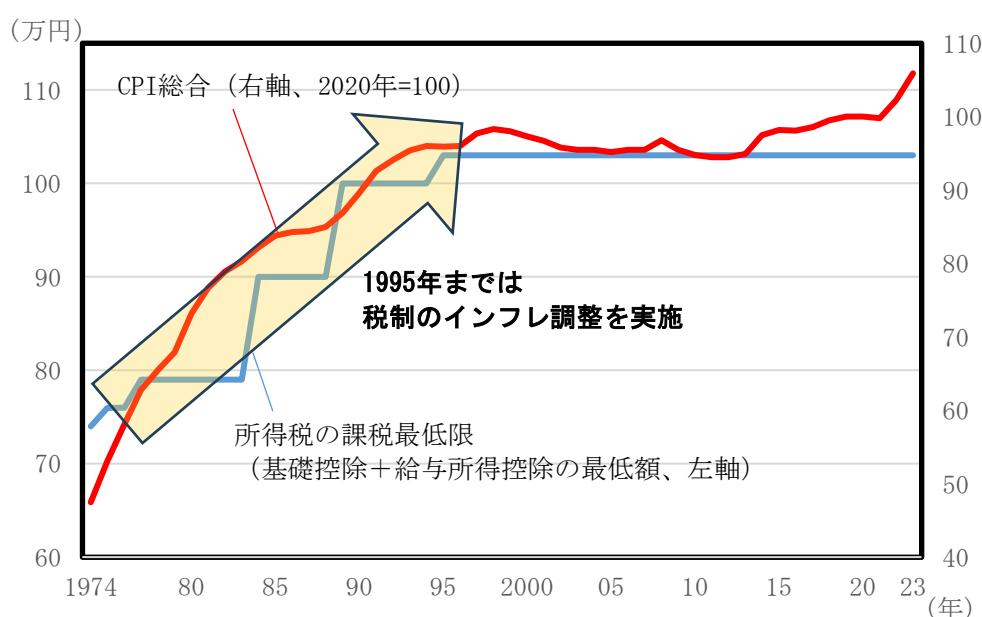
⁵ 国民民主党は、1995年からの最低賃金の上昇率が1.73倍であることに基づいて、課税最低限の103万円から178万円への引上げを主張している（「[国民民主党 2024年重点政策](#)」（2024年9月20日）参照）。

⁶ 児童手当は2024年10月分より、所得制限の撤廃、支給期間の高校生年代までの延長、第3子以降の給付額の増額といった措置がなされている。支給期間延長による影響はあるものの、第2子までの給付額は変更されていない。また、本稿が対象とする2023年の実質可処分所得には、上記措置は反映されていない。

に達していることを踏まえると、児童手当の実質価値を維持するための支給額の調整を検討してもよいものと考えられる。

もっとも、日本では、平成の 30 年間にわたって所得税の再分配機能が弱まっていて⁷、諸外国と比較すると、日本の所得税は所得の上位 40%程度までの者の負担が少ない構造にある⁸。物価が上がらない中で給付や控除額を減らす調整よりは、物価上昇時に給付や控除額を「増やさない」形での調整は、比較的痛みが小さく受け入れられやすい⁹。物価上昇時は、日本の税や社会保障給付の構造を見直す好機であり、この機会に、低所得世帯に限って給付や控除を拡大するなど、再分配型の調整を行うことも考えられる。

図表 6：所得税の課税最低限と CPI 総合の推移



（出所）総務省「消費者物価指数」および税法をもとに大和総研作成

2. 賃金・就業率の動向

30 代以下の男性の年収はコロナ禍以降増加基調、氷河期世代は依然として低迷

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」による 2012 年から 2022 年までの男性・一般労働者の平均年収の動向は、次の図表 7 に示される。

20 代・30 代は、2012 年から 2023 年にかけて年収は増加基調にある。コロナ禍において 2020 年に賃金が落ち込んだが、2021 年以降は再び増加している。2023 年時点ではコロナ禍前の 2019

⁷ 是枝俊悟「[平成の 30 年間、家計の税・社会保険料はどう変わってきたか](#)」（大和総研レポート、2018 年 6 月 21 日）を参照。

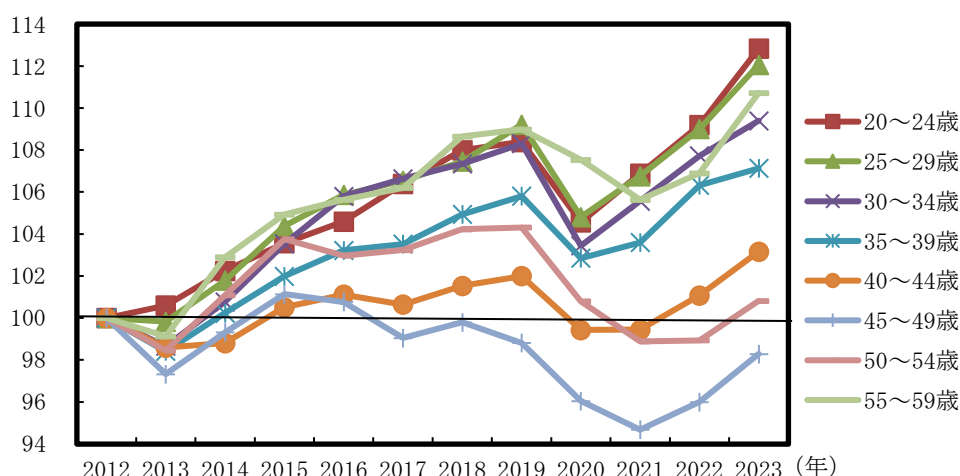
⁸ 是枝俊悟・斎藤航・渡辺泰正「[金融所得課税を含む所得税の垂直的公平性の国際比較](#)」（大和総研レポート、2022 年 3 月 31 日）参照。

⁹ 年金のマクロ経済スライド（給付調整）が、物価（と賃金の）上昇時に限り、その上昇率の範囲で行われる制度設計になっているのはこのためである。

年の賃金水準を上回り、2012 年比で 7～12% 程度増加している。

他方、2023 年現在の 45～49 歳は、2023 年の年収が 2012 年比で 2% 低い水準に留まっている。その前後の年代である 40～44 歳、50～54 歳は、2012 年比でプラスではあるものの伸び率は 20 代・30 代と比べて低い。2023 年現在の 45～49 歳を中心とした、いわゆる「就職氷河期世代¹⁰」につき、世代として賃金が低い状態が継続していることがうかがえる。

図表 7：男性一般労働者の年齢階級別の平均年収の推移（2012 年＝100）



（出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」をもとに大和総研作成

女性の一般労働者の年収は引き続き増加傾向

女性の一般労働者の平均年収は、男性と異なり、2012 年から 2023 年にかけてどの年齢階級でも増加傾向にある（図表 8）。2023 年時点では、全ての年齢階級でコロナ禍前の 2019 年の年収を上回っており、2012 年以降の増加傾向に変わりはない。

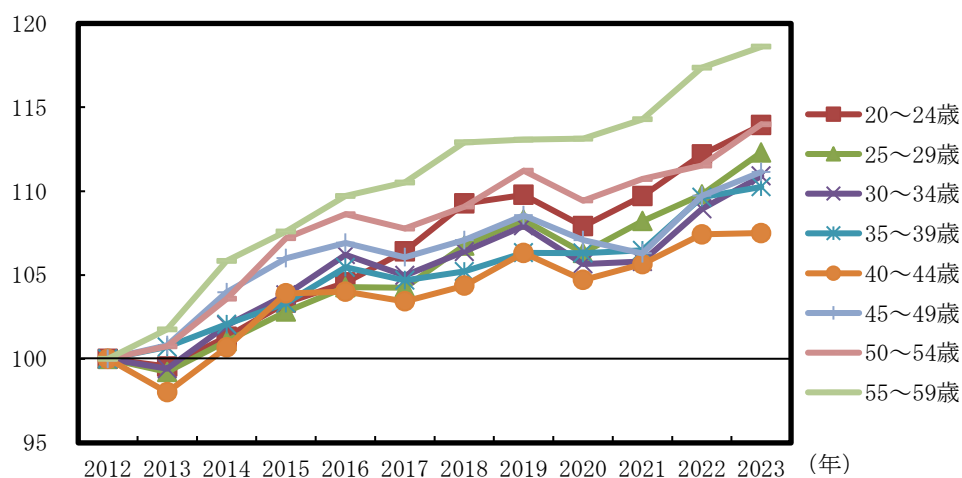
女性の場合、年齢階級別の平均年収の上昇率の差は、世代ではなくライフステージを反映しているものと考えられる。

女性は、どの年においても 30～44 歳の年齢階級で平均年収上昇率が比較的低くなっている。正規雇用で働く女性の出産年齢のピークは 30～34 歳であり、30～44 歳ごろが子どもの乳幼児期にあたり、就業に制約がかかりやすいと考えられる¹¹。30～44 歳の女性の平均年収上昇率を高めていくには、男女の家事育児分担や、ベビーシッターなどの外部サービスの活用がカギとなるだろう。

¹⁰ 「厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン」（2019 年 5 月 29 日決定）では「概ね 1993（平成 5）年～2004（平成 16）年に学校卒業期を迎えた世代」を就職氷河期世代としており、大卒であれば 1971 年～1982 年ごろに生まれた世代に相当する。

¹¹ 健保組合における被保険者女性の出産年齢のピークは 30～34 歳にあり、正規雇用女性も同様と考えられる。是枝俊悟、新田堯之、門畑明希子、岩村拓哉「女性がキャリアを築ける職場ほど、子どもを持ちやすい」（2024 年 7 月 24 日、大和総研レポート）参照。

図表 8：女性一般労働者の年齢階級別の平均年収の推移（2012 年＝100）

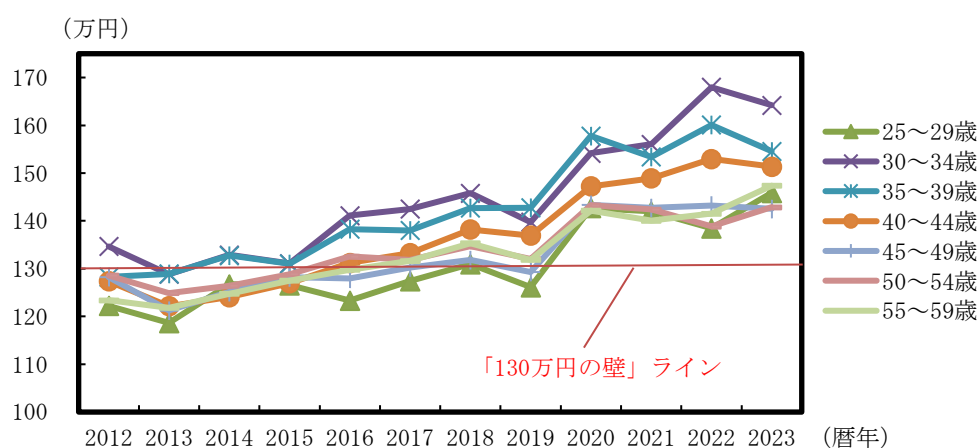


（出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」をもとに大和総研作成

女性短時間労働者の就業回避傾向が強まった可能性も

女性短時間労働者の平均年収は、2015 年頃までは社会保険において扶養扱いを受けられなくなる「130 万円の壁¹²」の前後で横ばいの推移をしていたが、2016 年頃から増加トレンドに転じ、「130 万円の壁」を越えて働く傾向が確認できていた。しかし、2023 年は、30～44 歳の出産・育児によって就業に制約がかかりやすいと考えられる年齢で平均年収が減少に転じている（図表 9）。

図表 9：女性短時間労働者の年齢階級別の平均年収（実額）

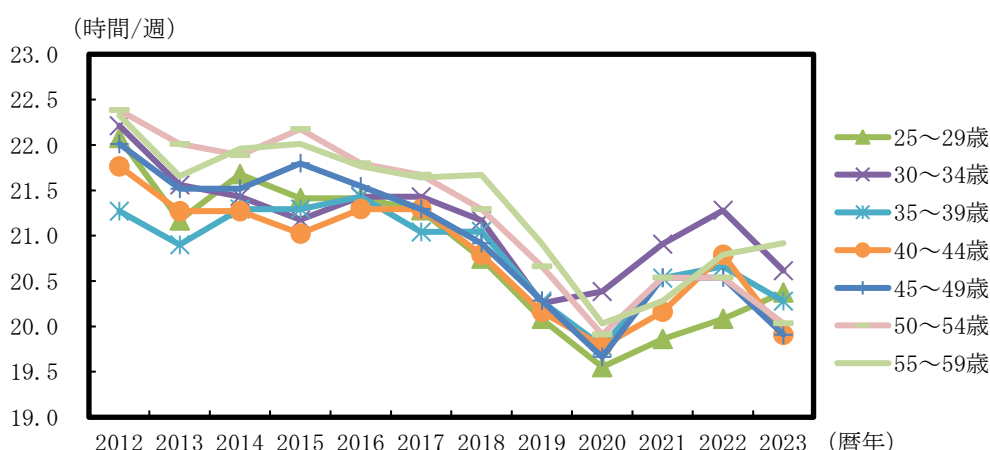


（出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」をもとに大和総研作成

¹² 2016 年 10 月以後、短時間労働者の社会保険加入要件が改正され、企業規模・勤務時間等の要件を満たす場合、月収 8.8 万円（≒年収 106 万円）以上で社会保険に加入することとなっている。

女性の短時間労働者は、2020 年までは時給が上がるにつれ労働時間を減らして社会保険料の負担を回避する「就業調整」の様相を示していた（図表 10）。2020 年から 2022 年にかけては、時給が引き続き上昇しているにもかかわらず労働時間は増加傾向に転じており、トレンドが変化している可能性が感じられた。ただ、2023 年を見ると 30～54 歳で労働時間が前年より減少している。25～29 歳と 55～59 歳では引き続き増加傾向にあるため一概にはいえないものの、再び社会保険料負担を回避するための就業回避傾向が強まった可能性もある。

図表 10：女性短時間労働者の年齢階級別の所定内労働時間の推移



（出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」をもとに大和総研作成

若い年代で有配偶女性の正規雇用が増加

図表 11 は 2012 年から 2023 年までの有配偶女性の年齢階級別の就業率の推移である。図表 11 を見ると、2012 年時点では就業率は年齢により大きな差があり、45～49 歳では 70.8%であったが、25～29 歳では 52.3%に留まっていた。2012 年時点では、若年有配偶女性の就業率が低く、女性が結婚・出産を機に一度仕事を離れ、子どもが大きくなるにつれて徐々に仕事に復帰していくライフステージの変化が見られた。

2012 年から 2023 年にかけて、どの年代でも就業率が上昇しているが、より若い年齢階級ほど上昇が顕著である。2023 年時点では、25～29 歳の就業率は 78.1%と、2012 年比で 25.8%pt 上昇している。2022 年時点では 25～29 歳から 55～59 歳まで、いずれの年齢階級でも就業率が 70%を上回り、年齢による就業率の差は小さくなった。

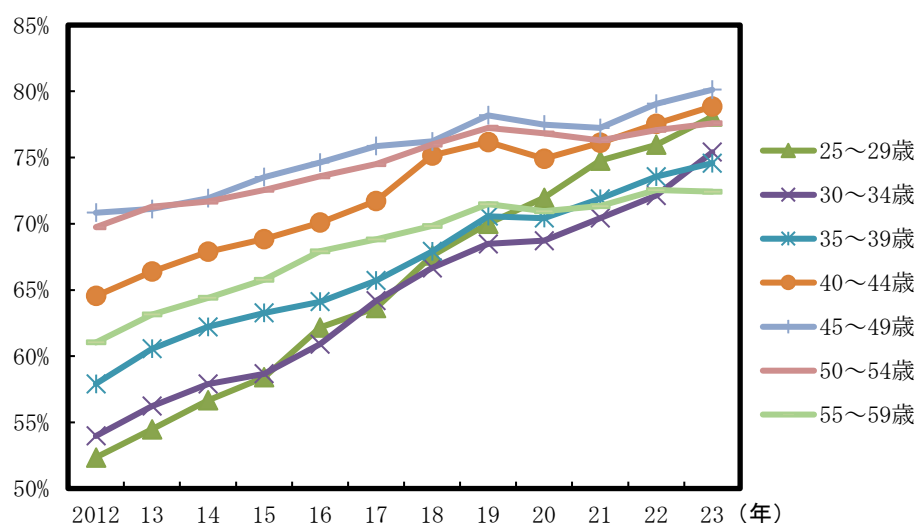
この間、保育所が急ピッチで新設されたり、育児休業制度が拡充されたりしており、これらの政策により、女性が出産を経ても就業を継続できる環境が整ってきたものといえるだろう。

有配偶女性の就業率を正規・非正規に分けて見たものが図表 12 である¹³。図表 12 右を見る

¹³ 労働力調査により有配偶女性の雇用者の正規比率が確認できるのは 2013 年以後である。このため、本レポートでは 2012 年の有配偶女性の正規比率は 2013 年と同値とみなして実質可処分所得の推計を行った。

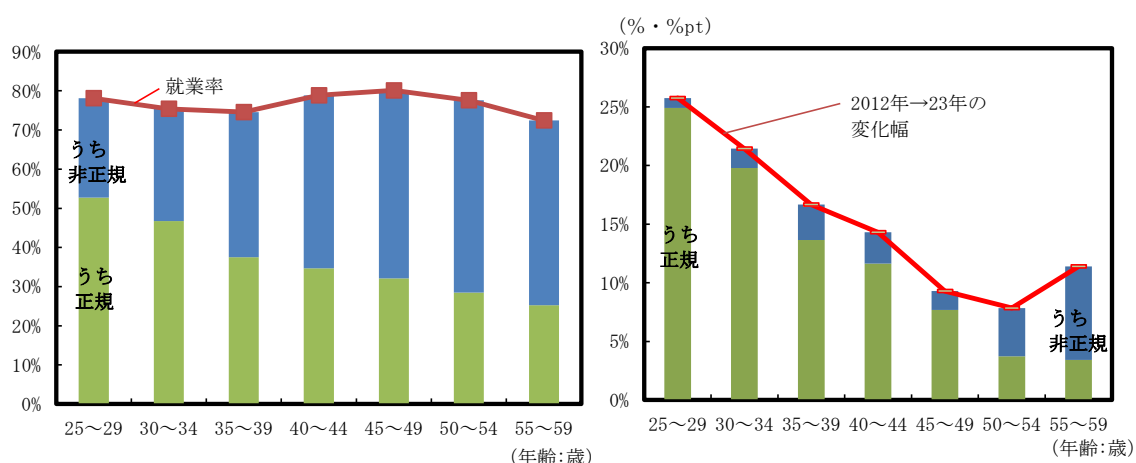
と、40代以下では就業率の上昇分のほとんどが正規雇用だが、50代では就業率の上昇部分の多くは非正規雇用であることが分かる。図表11で見たように、2012年時点では大きくあった年齢別の就業率の差は、2023年現在では小さくなり、就業率そのものの今後の引き上げ余地は限られる。だが、図表12左に示されるように、2023年現在の有配偶女性の正規雇用での就業率は、より高い年齢ほど低い水準に留まっており、40～50代において、非正規雇用から正規雇用への転換による所得押し上げの余地が大きいといえよう。

図表11：有配偶女性の年齢階級別就業率の推移



（出所）総務省統計局「労働力調査」をもとに大和総研作成

図表12：2023年の有配偶女性の正規・非正規別就業率（左）と2012年比の変化幅（右）



（注）正規就業率＝就業率×雇用者のうち「正規の職員・従業員」の比率

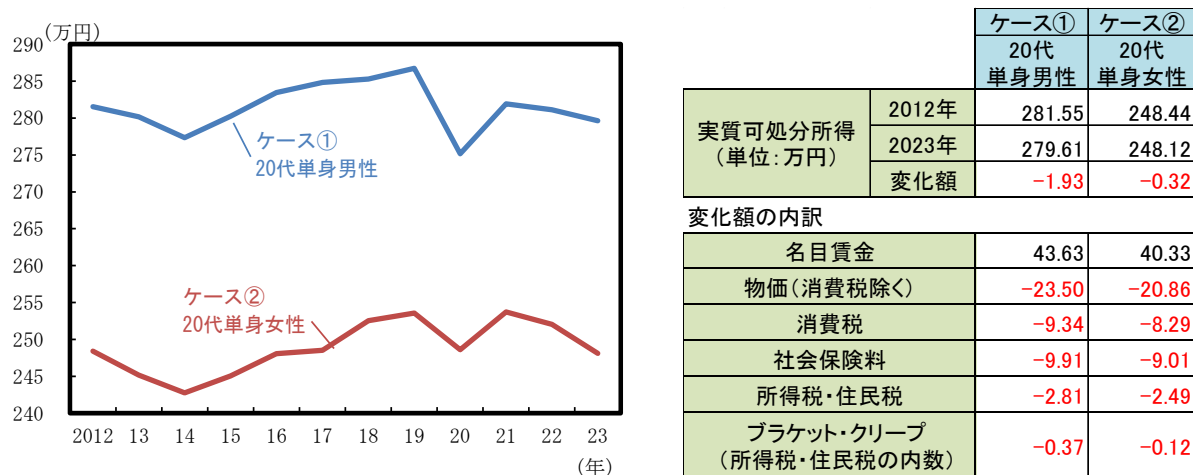
（出所）総務省統計局「労働力調査」をもとに大和総研作成

3. ケース別の実質可処分所得の変動要因

ケース①20代単身男性・ケース②20代単身女性

ケース①20代単身男性・ケース②20代単身女性の実質可処分所得の試算結果（特別給付金を除く）は、以下の図表13の通りである。

図表13：ケース①・ケース②の実質可処分所得の推移（左）と変化額の内訳（右）



(注) 実質可処分所得は、特別給付金を除くベースである。
(出所) 大和総研作成

実質可処分所得を減少させる要因は、主に、社会保険料の増加、消費税率の引き上げ、(消費税以外の要因での) 物価上昇の3点である。ケース①・ケース②ともに、2012～2014年にかけてはこれら3点の負担増加により実質可処分所得が減少傾向にあったが、2015年～2019年にかけては名目賃金の増加ペースがこれら3点の負担増加ペースを上回り、実質可処分所得が増加傾向にあった。

ケース①・ケース②ともに、コロナ禍で2020年に実質可処分所得が落ち込んだ後、2021年は回復したが、2022年からは賃金上昇が物価上昇に追い付かず、再び減少に転じている。

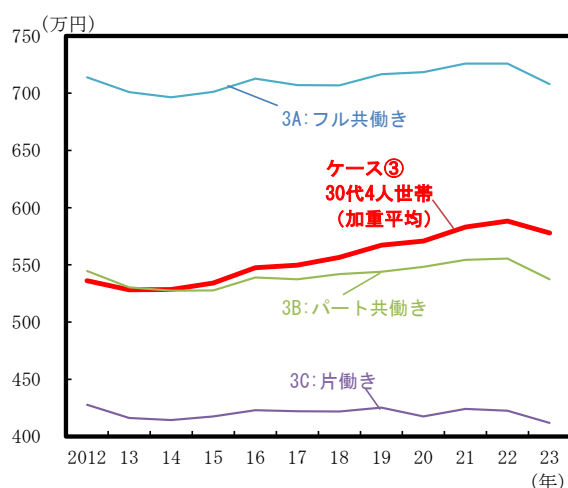
2023年の実質可処分所得を2012年と比較すると男性(ケース①)は1.93万円の減少、女性(ケース②)は0.32万円の減少となっている。2022年および2023年は、男女ともに実質可処分所得が減少に転じており、物価上昇の影響が強く反映されたといえるだろう。

また、男女の賃金格差はなお存在しており、実質可処分所得の差は2022年から2023年にかけて拡大した。

ケース③30代4人世帯

ケース③30代4人世帯の実質可処分所得の試算結果（特別給付金を除く）は、以下の図表14の通りである。

図表14：ケース③30代4人世帯の実質可処分所得の推移（左）と変化額の内訳（右）



		ケース③ 30代 4人世帯	3A フル 共働き	3B パート 共働き	3C 片働き
構成比	2012年		25.4%	30.5%	44.1%
	2023年		42.1%	32.9%	25.0%
実質可処分所得 (単位: 万円)	2012年	536.20	713.73	544.57	427.90
	2023年	577.87	707.86	537.35	412.04
	変化額	41.67	-5.87	-7.22	-15.86
変化額の内訳					
名目賃金(夫分)		40.39	40.39	40.39	40.39
名目賃金(妻分)		89.88	38.78	27.92	0.00
物価(消費税除く)		-47.01	-59.50	-45.17	-34.64
消費税		-20.87	-23.64	-17.95	-13.76
社会保険料		-24.68	-20.18	-14.84	-10.84
所得税・住民税		-13.22	-9.28	-7.17	-6.61
幼児教育無償化		17.17	27.56	9.60	9.60
児童手当目減り (物価・消費税の内数)		-3.15	-3.15	-3.15	-3.15
ブラケット・クリーブ (所得税・住民税の内数)		-2.13	-2.08	-2.67	-1.54

(注) 実質可処分所得は、特別給付金を除くベースである。

(出所) 大和総研作成

ケース③は(30代4人世帯)は、2013年以後、実質可処分所得の増加が続いていたが2023年は減少に転じた。

2012～2022年にかけては妻分の名目賃金の上昇分が特に大きく、物価上昇や消費税率引き上げの影響分を上回っていた。しかし、2023年は物価上昇が顕著であり(世帯全体で19.03万円の押し下げ)、夫婦の名目賃金の上昇(夫分5.97万円、妻分8.03万円)では補いきれなかった。

また、2023年は妻分の名目賃金の上昇における正規雇用と非正規雇用(パート)の差が拡大した。2023年は正規雇用の妻分の名目賃金が4.68万円増加したのに対し、非正規雇用(パート)の妻の名目賃金は4.66万円減少した。

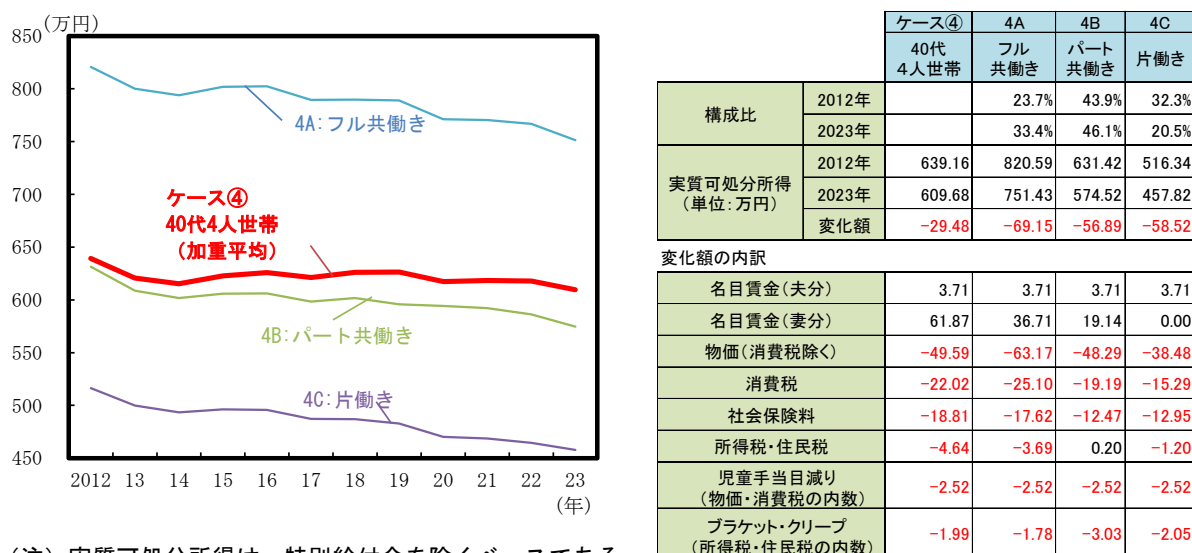
この正規・非正規(パート)の差は、女性短時間労働者の就業時間が減ったことが影響している(p.9参照)。出産・育児が女性の働き方に影響を及ぼしやすい30代で、女性短時間労働者の社会保険料負担回避の動きが強まれば、今後さらに正規と非正規(パート)の名目賃金の差が拡大していく恐れもある。

「フル共働き(3A)」、「パート共働き(3B)」、「片働き(3C)」のすべてのケースにおいて、2023年の実質可処分所得が2012年と比べて減少しているものの、加重平均したケース③の実質可処分所得が増加しているのは、「フル共働き(3A)」世帯の割合が上昇しているためである。

ケース④40代4人世帯

ケース④40代4人世帯の実質可処分所得の試算結果（特別給付金を除く）は、以下の図表15の通りである。

図表15：ケース④40代4人世帯の実質可処分所得の推移（左）と変化額の内訳（右）



(注) 実質可処分所得は、特別給付金を除くベースである。
(出所) 大和総研作成

ケース④においては、2012～2023 年に至るまで、実質可処分所得の低迷が続いている。2012～2022 年は、夫の名目賃金が 10 年間で 10.06 万円減少していることが要因であったが、2023 年には夫の名目賃金が 3.71 万円増加した。しかし、物価上昇により実質可処分所得が 20.21 万円減少し、夫及び妻の名目賃金の上昇分を打ち消した。

女性（妻）の働き方別のケースを見ても、「フル共働き（4A）」、「パート共働き（4B）」、「片働き（4C）」のいずれも 2012 年と比べて大幅な減少となっている。これは、男性は就職氷河期世代にあたる「世代要因」により、女性は子どもに手がかかる時期にあたる「ライフステージ要因」により、いずれも名目賃金上昇率が低いためである。

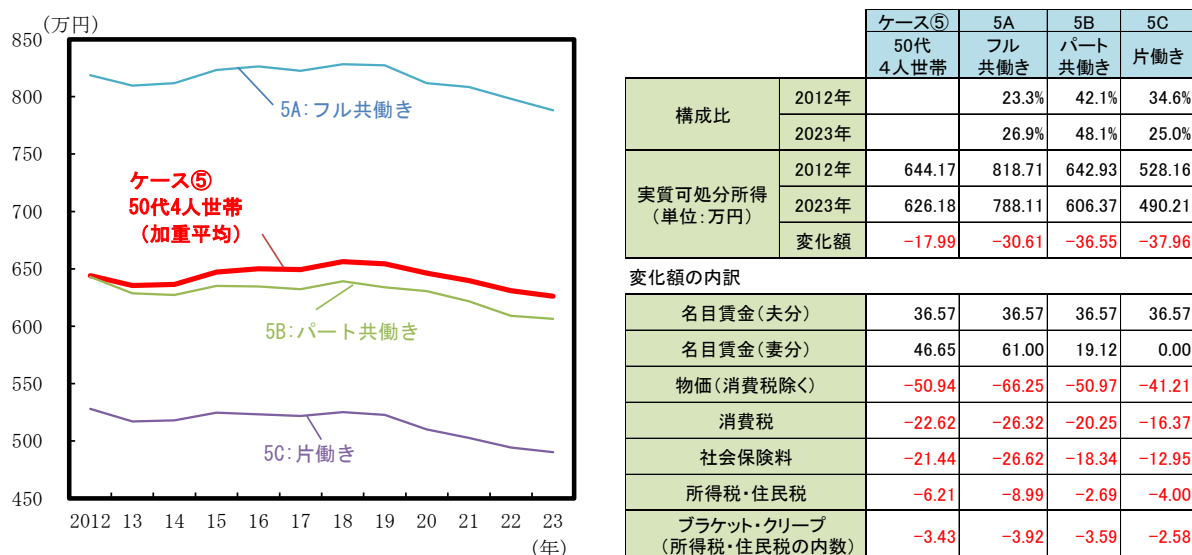
40 代の賃金上昇に資するであろう政策として、経済財政運営と改革の基本方針 2024（骨太方針 2024）¹⁴では、リ・スキリングによる能力向上支援、ジョブ型人事（職務給）の導入、成長分野への労働移動の円滑化を柱とする「三位一体の労働市場改革」が 2023 年に続いて示されており、新政権の政策も注目される。加えて、40 代の実質可処分所得が低迷しているのは、氷河期世代の大半が属していることも無関係ではないと考えられるため、氷河期世代への支援も有効な対策になるだろう。

¹⁴ 内閣府「[経済財政運営と改革の基本方針 2024 ～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～](#)」（2024 年 6 月 21 日閣議決定）p. 8

ケース⑤50代4人世帯

ケース⑤50代4人世帯の実質可処分所得の試算結果（特別給付金を除く）は、以下の図表16の通りである。

図表16：ケース⑤50代4人世帯の実質可処分所得の推移（左）と変化額の内訳（右）



(注) 実質可処分所得は、特別給付金を除くベースである。
(出所) 大和総研作成

ケース⑤は、ケース①・②と同様に2015年～2019年にかけては実質可処分所得が増加傾向にあったが、コロナ禍を境に減少に転じ、2022年以降は物価上昇の影響が如実に表れている。2023年の実質可処分所得は、2012年と比べて17.99万円低い水準であり、2022年と比べても4.69万円低くなっている。

妻分の名目賃金の上昇に着目すると、ケース③においても指摘した、正規雇用と非正規雇用（パート）の差の拡大が見られる。2023年は正規雇用の妻分の名目賃金が7.04万円増加したのに対し、非正規雇用（パート）の妻の名目賃金は4.93万円の増加にとどまった。2012年と比べると、正規雇用の妻分の名目賃金が61.00万円増加しているのに対し、非正規雇用（パート）の名目賃金は19.12万円の増加にとどまっており、その差が41.88万円と大幅になっている。ただ、世帯としての「フル共働き（5A）」と「パート共働き（5B）」の実質可処分所得の差は、名目賃金の上昇幅ほどの差とはなっていない。

50代の実質可処分所得が低迷しているのは、物価上昇の影響に加えて就職氷河期世代が50代に差し掛かっていることも無関係ではないだろう。今後、就職氷河期世代の子どもが高等教育を受ける年代になるため、教育資金に対する支援も必要になると考えられる。

【以上】